

職員勧奨退職取扱要綱（昭和59年11月22日決裁）

第1 趣旨

この要綱は、職員の新陳代謝を促進し、もって人事の刷新と行政能率の向上に資するため、職員に対する退職の勧奨（以下、「勧奨」という。）の取扱いについて定めるものとする。

第2 勧奨の対象者

勧奨は、満55歳以上の者及び満45歳以上満55歳未満の者で勤続年数20年以上の者のうち、知事が指定する者に対して行うものとする。

第3 勧奨の実施者

勧奨の実施者は、対象者に応じて次のとおりとする。

- (1) 本庁の部長級の職にある者 副知事
- (2) 上記以外の者 所属長

第4 勧奨記録書の作成

勧奨の実施者は、勧奨を実施した場合は、別紙「退職勧奨記録書」を作成するものとする。

第5 退職の時期

退職の時期は、原則として3月31日とする。

第6 勧奨の効果

退職手当は、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号）の定めるところによる。

第7 その他

勧奨の取扱いに関し、この要綱により難しい場合は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年11月26日から施行する。
- 2 昭和59年度の部長級の勸奨については、この要綱第2の規定にかかわらず、昭和60年6月29日までに年齢58歳に達する者を含めるものとする。
- 3 特別昇給については、この要綱第4の規定にかかわらず昭和62年度まで次のとおりとする。
 - (1) 要綱第2に該当して退職する者 2号
ただし、昭和60年3月31日までに年齢59歳に達している者については1号とする。
 - (2) 要綱第3に該当して退職する者 1号
 - (3) 勤続年数20年以上の者 1号

附 則

- 1 この取扱要綱は、昭和63年11月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱第2の規定の適用については、昭和63年11月1日から平成3年3月31日までの間においては、「満59歳」とあるのは「満58歳」とする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

平成11年4月1日から平成14年3月31日までの間は、退職の日において定められているその者に係る定年が年齢65歳である者を除き、第2(2)中「満50歳以上」とあるのは「満45歳以上」と、「勤続年数25年以上」とあるのは「勤続年数20年以上」と読み替えて、第2(2)の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成12年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。